多様な主体によるサービス創出事業（地域連携高齢者支援基金事業）

● 事業概要

高齢者フレンドリー社会をつなげるプラットフォーム事業（以下「プラットフォーム事業」という。）を通じて、事業者、地域住民その他の地域社会を構成する多様な主体と市町村等の行政機関が連携・協働し、加齢による虚弱な状態（フレイル）の高齢者又はサービス・活動事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の対象者（基本チェックリスト該当者、要支援認定を受けた者又は継続利用要介護者）を支援するため具体化した取組について、その試行的な実施（トライアル）を県事業として実施することにより、当該取組の効果検証や事業計画のブラッシュアップを図り、市町村の介護保険事業としての正式実施を目指すものである。

【取組の社会実装に向けた流れ】

1 プラットフォーム事業を通じて、官民交流の機会創出と事業計画・トライアル計画の作成支援を行う

2 多様な主体によるサービス創出事業を通じて、1で具体化した取組の試行的な実施（トライアル）を県事業として行う

3 プラットフォーム事業を通じた伴走支援により、トライアルの効果検証や事業計画のブラッシュアップを図り、市町村事業としての正式実施を目指す。

多様な主体によるサービス創出事業

トライアルコスト支援	■ トライアル等の実施に伴う人件費及び直接経費を県が委託料として支払う（委託料の額は契約による）
概要	市町村の介護保険事業（介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業）として実施することを想定した取組
対象者	フレイル状態の高齢者のうち要支援認定者等 （要支援認定者等以外が含まれることは可）
サービス内容	✓ 地域住民が担い手となれる活動 ✓ 運動習慣づけのための活動 ✓ 社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動 ✓ 多様な主体相互の協力で行う入浴・食事等の支援や見守り的援助の実施 ✓ 掃除・買い物等の生活支援 ✓ 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援 ／等
人員・施設基準	委託仕様書等で規定
正式リリース時の実施形式	市町村の委託事業（介護保険事業） ※地域包括支援センター等のアセスメントにより対象者を決定

※ 令和８年度は上表のとおり県からサービス提供事業者への委託事業として実施。（令和９～12年度は県と取りまとめ組織とでＰＦＳ契約を締結し、取りまとめ組織がサービス提供者に再委託する方式を検討中）